令和7年度 宮崎市所管スポーツ施設年間調整について

1 申込書受付期間

令和6年12月1日(日)~ 令和7年1月10日(金) 消印有効(郵送の場合)

2 年間調整で取り扱う行事

- (1) 公共団体、スポーツ競技団体、企業体等の主催行事を対象とします。
- (2) 年間行事として、使用場所を確定しておかなければ、開催に支障を来たす行事とします。
- (3) 競技施設単位で、午前・午後・夜間のうちの2区分以上を連続して、使用する行事とします。
- (4) 宮崎市及び(公財)宮崎市スポーツ協会が主催する、全市民を対象とした「スポーツ教室」 及び「講座」も含みますが、この場合には、2区分以上の使用制限はありません。

注)「宮崎市民体育大会」については、(公財) 宮崎市スポーツ協会が一括して申込みを しますが、仮予約後の使用許可申請は、各競技団体で手続きをするようにしてください。

3 対象施設

(A)スポーツランド推進課所管	(B) 公園緑地課所管				
・生目の杜運動公園 ・久峰総合公園	• 阿波岐原森林公園				
・清武総合運動公園・田野運動公園	国際海浜エントランスプラザ多目的広場、				
・天ヶ城公園・総合体育館	テニスコート				
北部土地区画整理事業記念体育館	・萩の台公園				
· 南部土地区画整理事業記念体育館	軟式野球場、多目的スポーツ広場				
佐土原体育館佐土原西体育館	大淀川市民緑地(田吉地区)				
• 田野体育館	軟式野球場、ソフトボール場、				
・B&G海洋センター体育館	サッカー、多目的グラウンド				
・清武体育館	・大淀川市民緑地(大塚地区)				
・加納スポーツセンター	多目的広場				
・サンスポーツランド高岡	・大淀川市民緑地(下小松地区)				
・佐土原西運動広場	多目的広場、サッカー、ソフトボール場、軟				
	式野球場				
	・出水口公園				
	ソフトボール場、野球場				
	・山内川緑地				
	ラグビー場、軟式野球場				

4 調整基準

同一日時において、施設に申込みが重複した場合、次の基準で調整します。

順位	基準
第1順位	・プロスポーツキャンプ、試合等
第2順位	・全国及び九州規模のスポーツ大会等 ・中体連、市小体連主催のスポーツ大会等 ・市、市スポーツ協会(市スポーツ少年団本部を含む)主催の スポーツ大会等
第3順位	・市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等(※) ・県主催のスポーツ大会等
第4順位 (B) 施設は対象外	・上記以外

※市規模のスポーツ大会等、県規模のスポーツ大会等とは、広く市民、県内外より 参加者を集めた大会等とする。個人練習や練習試合は該当しない。また、限定チームで行う招待試合や大会も該当しない。

5 仮予約通知、申込取消及び変更等

- (1) 令和7年2月上旬(第1順位、第2順位のうち全国規模のスポーツ大会等、4月・5月分) 令和7年3月上旬(6月以降分) ※上記郵送にて通知します。
- (2) 仮予約後の取消申し出は、使用月の3か月前の末日までとします。 【例】使用月8月で仮予約後の取消申し出は、5月末までに行うことになります。
- (3) 仮予約通知書の申請期限は、**使用月2か月前の18日まで**です。使用料同時納付となります。 【例】使用月9月の場合、7月18日までに使用許可申請を行ってください。

期限までに使用許可申請がない場合、仮予約を取り消します。

(使用許可申請は、大会等の準備が出来次第、期限に関わらず早めにお願いします。)

(4) 使用許可申請後の変更・取消の場合の使用料還付は、市の条例の規定に則り、 **別表(次ページ)**のとおりとなります。

なお、上記(3)の期限までに大会等の詳細が未定の場合には、使用施設に連絡の上、必ず協議を行ってください。 ▲

※なお、(3)の期限までに申請が間に合わない場合は使用施設に連絡の上、<u>大会の開催実施要項</u> を必ず提出ください。

【別表】

使用許可申請(使用料納入)後の「変更・取消」の場合の使用料の還付について ※「変更」は、開催日数の減や使用施設の縮小の場合

施設区分	条件	還付の割合等		
	使用日の14日前までに届出の場合	納付使用料の8割を還付		
体 育 館	使用日の7日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付		
	使用日の6日前までの届出の場合	還付なし		
運動公園	使用日の15日前までに届出の場合	納付使用料の5割を還付		
	使用日の14日前までの届出の場合	還付なし		

[※] 還付金は、施設窓口で還付手続きを経て、使用許可申請者の指定した口座に振り込まれます。

上表の還付の割合等については、宮崎市立体育館条例(体育館の場合)、宮崎市都市公園条例 (運動公園の場合)に規定されています。

● 体育館の利用取消の例

「使用日の7日前までに届出の場合」とは?

〈期間の遡及計算〉

体育館の使用日が9月10日の場合・・・・・ 7日前とは、9月2日です。

	届 出 日	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	使 用 日
9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10
		4						起算日	

利用取消の届出日と使用日の間に、7日間必要となります。